

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年4月2日から21年2月21日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年12月20日及び20年12月20日について、当該期間に係る標準賞与額の記録を、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月2日から21年2月21日まで
② 平成19年12月20日
③ 平成20年7月20日
④ 平成20年12月20日

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりかなり低い金額となっている上、申立期間②から④までに係る賞与の記録も無い。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違及び標準賞与額記録の欠落について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）の

それぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額、申立期間②及び④に係る標準賞与額については、申立人が所持している給与明細書及び賞与明細書において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の<認められる標準報酬月額>及び<認められる標準賞与額>に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、平成19年4月3日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同年12月10日付け及び20年9月24日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は上記給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③の標準賞与額について、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を保管しておらず、管轄市役所においても申立人に係る平成20年中の所得内容が分かる資料が保管されていないため、当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成19年4月から同年6月まで	24万円
平成19年7月から20年3月まで	26万円
平成20年4月	36万円
平成20年5月及び同年6月	30万円
平成20年7月	34万円
平成20年8月から同年11月まで	30万円
平成20年12月	32万円
平成21年1月	30万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成19年12月20日	29万3,000円
平成20年12月20日	29万6,000円

関東神奈川厚生年金 事案 9219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社C工場に入社後、昭和37年7月1日付けで、新しく組織された同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社C工場が保管する社報第10号（人事辞令）から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6

月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年11月1日まで

私は、昭和30年12月1日から31年10月末日までA社B支店で働いていたが、被保険者記録照会回答票では、当該期間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「申立人と私は、昭和30年12月1日にC社からA社B支店へ一緒に移った。申立人は、同社B支店に1年間ぐらい勤務していた。」と回答している。

また、申立人及び複数の同僚が、申立人の後任者を記憶しており、申立人は、「後任者とは1か月ぐらい引継ぎを行い、私は、昭和31年10月末日に退社した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該後任者は、A社B支店において昭和31年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、上記申立人の主張と符合する。

これらのことから、申立人が、申立期間においてA社B支店に勤務していたことが認められる。

一方、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年12月

1日に、申立人を含む31人が被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち、申立人を含む10人は、資格取得日の記録を取り消され、21人については、資格取得日の記録を32年4月1日に訂正されている。

しかしながら、オンライン記録では、上記31人のうち11人について、資格取得日が昭和30年12月1日と記録されている。

また、年金事務所は、「A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における当該資格取得日の取消し及び訂正を行った経緯並びにオンライン記録において資格取得日を昭和30年12月1日と記録した経緯は不明である。」と回答している。

これらのことから、社会保険事務所が上記資格取得日の取消し及び訂正を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は、有効な処理とは認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和30年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における被保険者資格の喪失日は31年11月1日にすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得取消処理前の昭和30年12月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

関東神奈川厚生年金 事案 9221

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和52年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月26日から同年9月5日まで
私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る従業員名簿及びC企業年金基金から提出された経歴一覧（加入記録）から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和52年8月26日に同社本社から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年9月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年8月21日から同年9月1日まで
昭和28年11月にB社C工場（現在は、D社）に入社し、29年8月に系列会社のA社に異動になった。

両社ではE業務をしており継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると申立期間が被保険者期間になっていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、申立人が同時期に異動したと記憶する同僚が所持するB社の辞令及びD社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和29年8月21日にB社C工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9223

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 8 月 2 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与は支払われており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する経費支払申請書及びB市から提出された平成 23 年度所得・課税状況等調査回答書から、申立人は、申立期間に110万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月頃から25年5月1日まで
② 昭和27年3月初め頃から28年2月中頃まで
③ 昭和29年4月初め頃から同年11月30日まで

申立期間は、いずれもA地区にあったB職として勤務していた期間であるが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、駐留軍に勤務していた従業員の労務管理を行っていたC事業所において、当該期間の直後に被保険者期間があるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に申立てに係る業務を紹介したとする者の氏名が確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、上記被保険者名簿に氏名のある同僚に文書照会を行ったものの、申立人の勤務実態及び保険料控除について記憶している者がおらず、これらを確認することができない。

さらに、C事業所に係る資料を保管するD事業所、E事業所及びF事業所に申立人の在籍記録を照会したが、申立人に係る資料を確認できず、申立期間①における申立人の雇用形態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、駐留軍に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中から、申立期間①における申立人の勤務場所及び業務内容に該当すると思われる部隊名や施設名の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を複数冊縦覧したが、いずれの被保険者名簿にも申立期間①において申立人の氏名は無い。

また、連合軍駐留軍に勤務する日本人従業員は、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号厚生省保険局長通知）に基づき、国の雇用人としての身分で連合軍駐留軍の所在地を管轄する都道府県が設置している渉外労務管理事務所において社会保険を適用されることとされたところ、オンライン記録によると、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 4 月 1 日であり、申立期間①のうち 22 年 4 月頃から 24 年 4 月 1 日までの期間は、適用事業所ではない。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間に B 職として、A 地区の G 地及び H 地の I 施設に勤務していたとして申し立てている。

しかし、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）により、連合軍の非軍事的業務に使用される者のうち、クラブ、宿泊施設、食堂等の事業所に使用される者及びハウス、ホテル等の家事使用人は、昭和 26 年 7 月 1 日から厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされている。

また、申立人は、申立期間②及び③における同僚の氏名を記憶しておらず、保険料控除について照会することができない。

このほか、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 30 日から 48 年 1 月 9 日まで

私は、昭和 47 年 3 月 6 日に A 社に入社し、48 年 1 月 8 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 47 年 7 月 30 日となっており、オンライン記録と一致している上、当該資格喪失届の受付日は同年 8 月 2 日となっており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、雇用保険の記録について、申立人が提出した失業保険被保険者証に係る被保険者期間は、データ保存期限経過のため確認することができない。

さらに、A 社は、申立期間の書類を保存しておらず、当時の関係者にも連絡が取れないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、複数の同僚は申立人を記憶しているものの、申立人の在籍期間までは明確に記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月頃から 31 年 3 月頃まで
② 昭和 37 年 10 月頃から同年 12 月頃まで

私は、申立期間①において、A社B工場に勤務していた。また、申立期間②において、C社に入社し、会社名は記憶していないが、D市E区内の会社の寮に派遣され、住み込みで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持していたA社B工場の同僚と一緒に写ったものとする写真等により、期間は特定できないものの、申立人が同社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間①当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答しており、F健康保険組合も、当該期間当時の資料を保管していないため、申立人の被保険者記録を確認することができないと回答している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社B工場の複数の元同僚に照会を行ったが、厚生年金保険料の控除について回答を得ることができなかった。

加えて、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、C社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚二人については、当該期間において、それぞれ同社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記二人の同僚のうち一人は既に死亡しており、もう一人も申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の受託運営を譲渡されたG社は、申立期間②当時の同社の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 28 日から 16 年 4 月 23 日まで
私は、平成 13 年 4 月 28 日から 16 年 4 月 22 日までの期間において、A 社に派遣社員として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、資料を保管していないため申立期間の厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、A 社の被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない上、派遣社員であったと回答している複数の同僚は、「派遣社員は希望する者のみ厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月頃 から 58 年 9 月頃 まで
② 昭和 58 年 9 月頃 から 59 年 2 月頃 まで

申立期間①は、A社に契約社員のB職として勤務していたが、勤務期間の全てが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②は、A社を退職して間を空けずに、C社D支店に入社し、契約社員のB職として勤務していたが、勤務期間の全てが厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、同社は、「申立人の在籍及び申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除したかどうかについては、資料が無いため不明。」と回答していることから、申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①当時のA社の事業主は、「当時、正社員しか社会保険に加入させていなかった。忙しい時期には、正社員と同じ勤務時間で臨時の者を雇うこともあったが、それは2か月ないし3か月ずつの契約だったので、自身で国民健康保険に入ってもらうように伝えていた。」と述べている上、同社において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者であった元従業員は全て、自身は同社の正社員であったと述べている。

さらに、申立期間①に、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC社D支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のC社D支店に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、同社は、「申立人の在籍及び申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除したかどうかについては、資料が無いため不明。」と回答していることから、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社D支店において、申立期間②に厚生年金保険被保険者であった女性従業員の雇用保険被保険者記録を調査したところ、全員に厚生年金保険被保険者記録とおおむね一致する雇用保険被保険者記録が確認できるが、申立人に雇用保険被保険者記録は無い上、当該期間当時の同社D支店の支店長は、「臨時雇用員の社会保険の加入基準については、詳しくは分からないが、当時、臨時雇用員を採用する際には、社会保険には入れないことを伝えるようにと本社から指示されていた。また、国民健康保険に入っていない者には自身で入るように勧めていた。」と述べている。

さらに、申立期間②に、申立人のC社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
私は、A社が運営するB事業所に勤務し、C職をしていた。実質の経営は、親会社であるD社が行っていた。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の具体的な記憶及び複数の同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社及びB事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、上述の複数の同僚は、D社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できるところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

また、申立人が記憶している同僚の中には、D社の厚生年金保険の被保険者として確認できない者も複数いることから、申立期間当時、同社は、B事業所の全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、D社の事業主は、当時の資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 26 日から 52 年 3 月 1 日まで
私は、A会の奨学生として、B社に4年間勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得がいかない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会が保管する申立人に係る資料及び申立人と同じA会の奨学生であった同僚の回答から、申立人は、昭和 52 年 3 月に大学を卒業するまで、A会を退会することなく、申立期間において、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、B社は、昭和 49 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、B社の申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、同社の所在地に現存するC社は、「当時から現在まで、D職が何人も交代しており、当時のことは分からない。当時の資料も保管していない。」と回答しており、申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人及び上記同僚は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 5 月頃から 9 年 10 月頃まで
② 平成 18 年 4 月頃から同年 5 月 12 日まで

申立期間①は、A社に勤務し、B社の工場内で業務を行っていた。申立期間②は、C社で勤務していたが、両社とも、厚生年金保険被保険者期間となっていない。平成8年分及び18年分の給与所得者の源泉徴収票を所持しており、社会保険料等の金額に記載があることから厚生年金保険料が控除されていたと思う。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、申立人が所持する平成8年分給与所得者の源泉徴収票から、申立人は、申立期間当時に同社が行っていた構内請負の業務に従事する有期契約の労働者であったと考えられるが、申立人の勤務期間については資料が無いため不明と回答している。

また、A社は、有期契約の労働者の厚生年金保険加入については、雇用契約の内容により異なり一律の取扱いではなく、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額について、申立期間当時の賃金台帳や源泉徴収簿等の資料は既に廃棄されているため、同社に係る社会保険料額か否かについて確認することができないと回答している。

さらに、申立期間当時にA社の正社員であった複数の者は、同社の従業員の社会保険の加入について、「正社員は、強制加入であったが、A社に在籍し請負先工場に勤務している者は有期契約の労働者であり、希望者のみ加入していた。」、「希望して雇用保険に加入する有期契約の労働者は

いたが、厚生年金保険は、ほとんどの者が加入していなかった。」と述べている。

申立期間②については、雇用保険被保険者記録及びC社が保管する平成18年分賃金台帳から、申立人が同年4月20日から同年5月12日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は、申立人は、入社後間もなく退社したため厚生年金保険被保険者の資格取得手続きは行っていないと回答している。

また、申立人が所持するC社の平成18年分給与所得者の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、上記賃金台帳の雇用保険料の金額と一致している上、当該賃金台帳により、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。